

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーンビル1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

# グローバル・ゼロの行動計画

## 核兵器廃絶へもう一つの期限付き提案 第1段階で非核兵器地帯の拡大も提唱

昨年12月に立ち上がり注目されていた核兵器廃絶グループ「グローバル・ゼロ」が、6月29日に行動計画を発表した。4段階よりなる計画であり、2023年までに「グローバルゼロ協定」を締結し、2030年に核兵器ゼロ（核兵器のない世界）を実現する。平和市長会議の2020ビジョンに加えて、期限をきった核兵器廃絶計画が提案されたことの意義は大きい。オバマ政権を後押しする力として歓迎する。しかし、包括的プランでありながら、実際には入り口において包括的プランとして登場していない方法論に疑問が残る。

### グローバルゼロ委員会

「グローバル・ゼロ・イニシアチブ」(以下「グローバルゼロ」あるいはGZ)は昨年12月8-9日にパリで発足した<sup>1</sup>。彼ら自身の定義によれば、グローバルゼロとは「拡大する拡散・核テロの脅威に対応して形成され、核兵器の段階的で検証された廃棄を達成することに専心する超党派の国際的努力」<sup>2</sup>である。彼らによれば、GZには国家元首、外務大臣、国防大臣、国家安全保障顧問などの経験者や20人以上の軍最高司令官経験者を含む、100人以上の国家安全保障にハイレベルに関わった人たちが加わっている。しかし、この人たちがどの程度積極的に関与しているのか、外からはほとんど見えない。

発表された計画書は簡素なものである。グローバルゼロの中に形成された「委員会」によって作成された。計画書には23人の委員名がのっているが、その中には福田康夫元首相、佐藤行雄元国連大使の名前がある。日本において2人が核軍縮のために積極的に行動したという印象がないことに表れているように、委員会の性格はあいまいである。計画は専門的な領域に踏み込んだものであるが、委員会の中には問題に精通した専門委員と政治運動の考慮から招かれている委員が混在している。昨年12月9日に発表されたGZ声明では、委員会には米国とロシアから1名ずつの共同議長を選ぶと述べていたが、まだ共同議長名も明らかではない。

パリの発足会議において今回発表された行動計画の

原型となる内容を米国のリチャード・バート大使(START交渉の米国側の責任者)が講演したことが知られている。バート大使は委員会の一員であるので、おそらく彼を中心とする専門家集団が計画の作成を主導したと思われる。

### 4段階の計画

グローバルゼロ行動計画は2010年を起点にして開始され、4段階を経て2030年に核兵器ゼロを達成する。その第3段階が終わる2023年までに「グローバルゼロ協定」を締結する。4段階の内容は次の通りである(2ページのダイアグラム参照)。以下では筆者(梅林)のコメントを添えながら

### 今号の内容

#### グローバルゼロ行動計画

<資料>行動計画(抜粋訳)

#### 核問題国会論議—核の傘、非核兵器地帯など 米ロ核削減交渉の中間合意

<資料>共同了解(全訳)

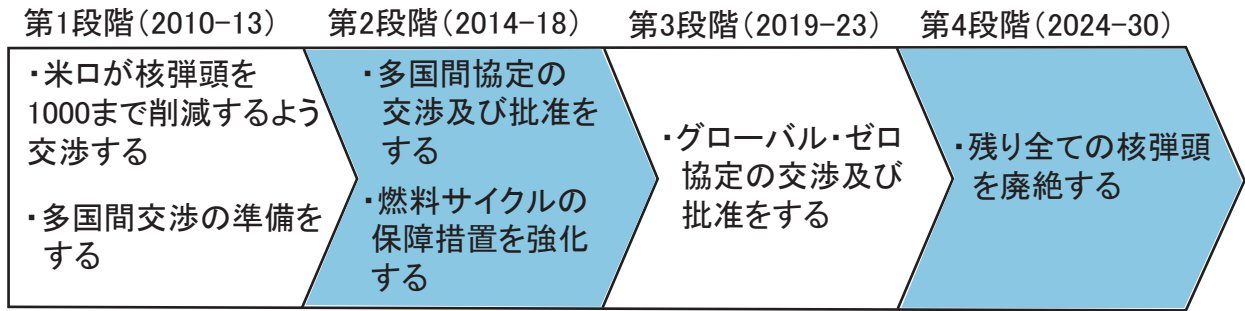
#### <資料>北朝鮮の核実験と安保理

安保理決議1874(抜粋訳)、北朝鮮外務省声明

(連載)被爆地の一角から(39)

#### 8.1長崎空襲のなぞ 土山秀夫

8月15日号は休みます。次号は9月1日合併号です。



グローバルゼロ行動計画(2009年6月29日)

解説する。

◆第1段階(2010～13年)

09年12月締結を目指して現在交渉中の米ロ戦略兵器削減条約は、本誌別記事(6ページ)にあるように削減後の作戦配備戦略兵器の弾頭数の目標が1500～1675発という極めて不十分なものに留まっている。行動計画の第1段階では、これをあらゆる種類の核弾頭を含めた核弾頭総数を1000発まで下げることに合意し、5年かけて2018年までに達成する。

◆第2段階(2014～18年)

米ロそれぞれが核弾頭総数を500弾頭まで削減することに合意する。削減は2021年までの3年間に達成する。その条件として、米ロ以外の核兵器保有国が18年まで核兵器の現状凍結を行い、21年までにそれぞれが戦略兵器を半減させることに合意する。

つまりこの段階で、すべての核兵器保有国を含む合意形成が行われなければならないことになる。しかし、この段階では、米ロが500まで減らせるもののゼロにする確約はなされていない。にもかかわらず、米ロ以外の核保有国は、300以下である自分たちの削減が要求されることになる。

◆第3段階(2019～23年)

すべての核兵器保有国と核兵器能力をもつ国が「**グローバルゼロ協定**」を交渉し締結する。その内容は、保有国は2025年までに21年の保有量を半減させ、2030年までにゼロにする。米ロに当てはめると、25年までに250発以下、2030年にゼロにすることになる。核能力国(核技術と兵器に利用可能な核物質を保有する国であり、日本も含まれる)もこの段階で交渉の当事者となる。

◆第4段階(2024～2030年)

協定にしたがって最終的にゼロにする段階である。

上記では省略したが、核兵器と核物質の目録の作成、検証システムと疑念・疑惑を解決する制度の確立、検証可能な核兵器解体能力の強化、民生原子炉の燃料保証制度の準備などが、それぞれの段階での行動計画に組み込まれてきた。2030年にはこれらの準備が整った「核兵器のない世界」が実現することになる。

いくつかの論点

グローバルゼロは、行動計画で想定している核兵器の削減ペースは、過去20年間における米ロの実績(4万発強の削減)よりも緩やかであり、今後20年間に2万発強の削減とい

うペースである。それは、十分に技術的に可能なものであると述べている。

また、第1段階で「警戒態勢の緩和、先行使用計画の終了、**地域的非核兵器地帯の設立、その他グローバルゼロへの前進につながるような諸措置を奨励する**」と述べている。私たちは、日本政府が北東アジア非核兵器地帯の設立を提案することが、「核兵器のない世界」に向かう気運を強める有力な行動になると主張してきたが、グローバルゼロ行動計画においても同じ認識が述べられた。

グローバルゼロ行動計画の発表は、明確なタイムテーブルを伴った核兵器廃絶計画が、最新の姿で提示されたものとして高く評価したい。世界の世論喚起と米ロを含む関係国政府への影響力において大きな役割を果たすと期待できる。平和市長会議の2020ビジョンと時間設定に違いはあるが、それは現段階では小差と言うべきであろう。

包括的な行動計画として見た場合、この計画の最大の疑問点は、米ロがグローバルゼロに向かうという明確な保証を示す方法とタイミングである。

現在の行動計画では、第1段階で米ロが1000弾頭に削減したとしても、300弾頭以下しか保有していない他の核保有国は行動する必要を感じない可能性がある。筆者(梅林)は、米ロが一方向的にそれぞれ500弾頭まで減らした(あるいは合意・批准した)ときに他の保有国が共通のテーブルにつく条件になりうると考え、その大胆さを冒頭で示すように主張してきた。行動計画書も500弾頭という数字に同様な意味を付与しているように思われる(第2段階)。しかし、そこでは米ロが500弾頭に減らせるときには他の保有国も半減するという同時行動を求めている。これは米ロの大幅な優位の維持を持続しながらゼロに向かう姿勢を意味している。

行動計画においては第3段階が終了するまで米ロがゼロを目指すことに拘束されているわけではない。したがって、このような優位維持の姿勢は、他の核保有国が米ロの真意に疑念を差し挟む余地を広げる結果となる。この意味において、行動計画がとることのできるもっとも望ましい形は、第一段階において、情勢によって細部の変更はありうるとしつつ、米ロがゼロまでの計画全体に合意する「**枠組み協定**」を結ぶという形である。あるいは、より妥協的な方法としては、他の保有国への強いメッセージとして、米ロは第1段階から期限を定めて500弾頭まで削減する協定に合意をするという方法も可能であろう。(梅林宏道) ㊦

注

- 1 本誌319-20号(09年1月15日)4ページ参照。
- 2 「グローバルゼロ行動計画」(09年6月29日)。  
[http://www.globalzero.org/files/pdf/gzap\\_3.0.pdf](http://www.globalzero.org/files/pdf/gzap_3.0.pdf)

# グローバルゼロ行動計画(抜粋)

グローバルゼロ 2009年6月29日

(前略)

グローバルゼロの追求のようなダイナミックかつ複雑な政治的試みにおいては、プロセスのいかなる段階についてもその成功の可否を予測することなどできない。最終目標達成の可否ならばなおさらである。しかし確かなことは、各段階において達成すべき条件についての現実的検証を含む包括的な全体計画が存在しなければ、我々は決して成功しないということである。世界が「核拡散の極限」と核の大惨事に向かって転がり落ちてゆくかたわらで、核兵器廃絶の目標ははるか遠くの夢であり続けるだろう。

核兵器の全廃はすぐに実現できるわけではない。核兵器廃絶に向けた効果的な措置に関する合意をめぐる交渉の開始に先立って、年月をかけた技術的、外交的、政治的な準備が必要となる。交渉ならびに履行にはさらなる年月がかかる。一言で言えば、これは非常に長く困難なプロセスである。ゼロへの道に早く踏み出せば踏み出すほど、核の脅威に早く終止符を打つことができる。実際、我々のスタートが遅れば、「核拡散の極限」に到達し、時すでに遅し、となるかもしれない。

また、グローバルゼロに関する真剣な協議の開始は、すぐさま安全保障上の利益を生むであろう。核の野望を抱く国は、他の国々が核兵器のない世界の実現を誓約しようとしまいが核兵器を手に入れようと試みるだろう。しかし、グローバルゼロ協定に向けた多国間協定を開始することで、概して言えば核拡散と闘うべきだとすべての国々の政治的意志を発揚することになるし、個別問題としても北朝鮮やイランといった現在の核拡散の危機を解決することにつながる。くわえて、グローバルゼロ協議の開始以上に、NPTを強化するものはないだろう。上述したように、グローバルゼロ協定の妥結はNPT第6条の義務を果たすことを意味する。

委員会の第2回会合や秋に予定している主要国政府との協議等を通じ、我々は今後数か月でこの計画を発展させ、より良いものにしてゆく。そして、2010年2月2日から4日のグローバルゼロ・サミットにて最終計画を提示する予定である。我々は、あらゆる意見や提案を歓迎する。いかなる道を進むか、最後に決定を下すのは政治指導者である。我々の提案が唯一可能なアプローチではないが、ここで示したプロセスが、有益な枠組みとして活用され、グローバルゼロの達成に向けた戦略をめぐる指導者・専門家・一般市民の間の国際的対話を促すものとなることを希望する。

## プロセスの概要

### 第1段階:2010年~2013年

◆米ロが核弾頭を1000まで削減するよう交渉する  
—2009年12月5日に失効するSTART Iの後継条約に関する交渉妥結に続き、米ロは

あらゆる種類の核弾頭の総数をそれぞれ1000まで削減する協定について交渉する(履行は2018年まで)。

・この計画の下で、米国の核弾頭解体速度は、現在の速度(年間350弾頭)からかつての平均(1960年から2002年まで、年間1000弾頭)に段階的に戻ることになる。また、ロシアの核弾頭解体速度は、現在の速度(年間450弾頭)からかつての平均(年間1500弾頭)に段階的に戻ることになる。

### ◆多国間交渉の準備をする

—米ロの二国間交渉に関連し、他のすべての核保有国は、自国の核兵器計画を増強させないことを強く奨励される。

—すべての核兵器保有国は多国間交渉に向けた技術的・外交的な準備を行う。

・核弾頭及び核物質の完全なる目録を作成する。

・核弾頭の貯蔵、輸送、解体を検証するための方法を開発し、テストする。

・多国間交渉に向けた外交枠組みを確立する。

—すべての核兵器能力をもつ国は、

・核爆発実験を速やかに停止し(CTBTの署名・批准)、兵器級核分裂性物質の生産を速やかに停止する(FMCTの署名・批准)。

・すべての兵器級核分裂性物質の安全を確保する。

—警戒態勢の緩和、先行使用計画の終了、地域的非核兵器地帯の設立、その他グローバルゼロへの前進につながるような諸措置を奨励する

### 第2段階:2014年~2018年

◆多国間協定の交渉及び批准をする

—多国間枠組みのなかで、米ロは、それぞれの核弾頭総数を500まで削減することに合意する(履行は2021年まで)。その条件として、他の核兵器保有国は2018年まで自国の備蓄兵器を凍結し、2021年までに均衡の取れた削減をする。この協定には、次のようなものが含まれる。

・この協定の発効には、すべての核兵器保有国の署名ならびに批准が求められること。

・協定の発効に先立って、包括的な検証・施行システムを確立すること。このシステムは、すべての核弾頭の安全かつ検証措置を伴う解体、核弾頭のあらゆる部品と核分裂性物質の廃棄あるいは民生利用への転換、既存の核兵器を隠置したり秘密裏に新しい核兵器を生産したりしないという協定義務の遵守を目的とする。このシステムは、米ソ(ロ)の保有核兵器の二国間削減の検証や、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ、南

アフリカ、リビア、イラクにおける核兵器計画の廃止など、長年にわたる成功の経験を基礎として作られる。また、この計画で示されている米ロのさらなる弾頭削減の検証による経験も活かされる。今日の限定的な監視能力をもってすら、外国による情報機関の目を逃れて兵器級核物質(高濃縮ウランやプルトニウム)を相当量生産した国はない。上記の検証・実行システムは、次のような要素を含む。

◆運搬手段、核弾頭、核分裂性物質の完全な

目録の作成、監査、ならびに査察。

\*核弾頭が解体され、不正行為(弾頭の隠匿や核兵器・核物質の秘密裏の製造)が存在しないことを直接肉眼で、ならびに科学的な方法を用いて確認するための、現地における非通告抜き打ち査察。

\*最新鋭の監視技術の広範な活用。たとえば、核爆発物質を間接的に検知するための地域的及び広範囲における環境サンプリングや、そうした物質の生産施設を検知するための熱探知など。

\*遵守をめぐる争いを解決し、合意に違反した場合はそれを遵守させるための合意メカニズム。

◆民生用燃料サイクルの保障措置を強化する

—グローバルゼロ協定の交渉と並行して、すべての核兵器能力をもつ国が、核物質の兵器生産への転用を防ぐために、包括的かつ普遍的な保障措置システムの確立を進め、合意すること。この計画には、次のようなものが含まれる。

・まず初めに、すべての国の核燃料サイクル全体を国際的な保障措置の下に置く。これには、ウラン採鉱、精錬、すべての原子炉、すべての使用済み燃料が含まれる。

・すべての国々が国際原子力機関(IAEA)の追加議定書を採択し、未申告の核物質あるいは核活動を探知するための広範囲な査察を受諾すること。

・新たな保障措置の確立。場合によっては、国際燃料バンクを設立や、ウラン濃縮・プルトニウム再処理のための燃料サイクルの国際管理を含む。

### 第3段階:2019年~2023年

◆グローバルゼロ協定の交渉及び批准をする

—グローバルゼロ協定の交渉には以下のものが含まれる。

・2030年までにすべての核兵器保有国が核弾頭総数をゼロにすることをめざした段階的かつ均衡の取れた、検証措置を伴う削減スケジュール。

\*すべての核兵器保有国は2025年までに2021年の保有量を半減する。

\*すべての国家は2030年までにゼロまで削減する。

・協定の発効には、すべての核兵器能力をもつ国の署名及び批准を要する。

・検証・実行システムの継続的な履行。

### 第4段階:2024年~2030年

◆残りすべての核弾頭を廃絶する

—すべての核保有国は、段階的で均衡の取れた、検証措置を伴ったすべての核弾頭の解体を2030年までに完了させる。このなかで、余剰核弾頭は、退役するにともない監視下に置かれた保管庫に移り、次に多国的な監視と検証の下に置かれた解体施設に移される。

—検証・実行システムの継続的な履行。

(後略)

(訳:渡邊浩一、山口響、ピースデポ)

# 核兵器に関する国会論戦

第171通常国会  
09年1月5日～7月21日

## 核の傘 核武装 非核兵器地帯

「核兵器のない世界」をめざす米オバマ政権の誕生を契機に、「安全保障における核兵器の役割の縮小」が世界共通の課題になっている。日本を含めた、核兵器に安全保障を依存している国々が、核兵器に依存しないで安全を確保していく道筋を生み出してゆくことが、きわめて重要である。

このような観点から、7月21日に解散された第171通常国会での議論を振り返る。以下においては国会議事録における質問者、答弁者の肩書きは通例的な表記に置き換えた。

## 1. 核の傘(核抑止)

日本の安全は米国の核による拡大抑止で保証されている。核兵器ゼロは非常に難しい。  
(中曽根外相)

### ■7月1日、衆議院外務委員会

○松浪健四郎委員(自民党) 米国の我が国に対する抑止力の提供はどのような形で保障されているのか、また非核三原則は米国の核抑止力に頼ることと矛盾がないのか、外務省の考え方をお尋ねしたいと存じます。

○中曽根外務大臣 米国は、日米安全保障上、我が国に対します武力攻撃がある場合には我が国を防衛する義務を負っているわけでございまして、核の抑止力を含めました米国のこの抑止力は、我が国の安全を確保する上で極めて重要な役割を果たしておるところでございます。

07年5月の2プラス2会合の際の共同発表では、「米国の拡大抑止は日本の防衛及び地域の安全保障を支えるものである、米国は、あらゆる種類の米国の軍事力(核及び非核の双方の打撃力及び防衛能力を含む…編集部)、これが拡大抑止の中核を形成し、日本の防衛に対する米国のコミットメントを裏づけることを再確認した」旨記述をしております。

(中略)

また、米国の核抑止力に依存することとそれから非核三原則との関係に関して申し上げますと、米国の核兵器が我が国の防衛のために使用され得る可能性があるという、そういう事実自体が我が国に対する核攻撃あるいはその脅威を未然に抑止する力となっておりますけれども、このような米国の核抑止力が働く上で、米国の核兵器が我が国の領域内に存在している必要はないわけでございます。

### ■6月19日、衆議院外務委員会

○武正公一委員(民主党) 日米で、拡大抑止ということ、核の傘でありますよね、これと、このオバマ大統領が提唱した、核兵器のない世界に向け具体的な方策をとる、(略) 実際、核抑止力を含む拡大抑止とか核の傘とか、やはりこの実態を明らかにしていく中で、非核地帯構想とか、あるいは日本の防衛、安全保障のあり方とかが明らかになっていくと私は思うんですが、この点、(略) 外務大臣の御所見を伺いたいと思います。

○中曽根外務大臣 「核軍縮に向けての11の指標」の中で核抑止につきましての私の述べましたところは、「東アジアの状況にかんがみれば、我が国にとっては日米安全保障体制の下における核抑止力を含む拡大抑止が重要であることは言うまでもありません。」このような表現でございます。民主党さんのお考え、御提言も承知しておりますが、共通するところは一つだと思えます。やはりいきなりは、なかなか現実の問題としては、核軍縮また不拡散、全く核兵器のない、ゼロにするというのは、すぐ直ちにということは現実の世界では難しいと思います(略)。したがって、大事なものは、こういう機運を、(略) ぜひ一歩でも二歩でも前進させたい、そういう

ために我が国としては積極的に行動するということが非常に大事だ、そういうふうには私は思っております…(後略)

### ■5月28日、参議院外交防衛委員会

○浜田昌良委員(公明党) 北の核攻撃に対しては同盟国の米国の核攻撃を期待すると、これは当たり前ですよ。これは日米安保ですから期待しなきゃいけない。しかし、それによって北には暴発を思いとどませるということは当然にしても、米国から北朝鮮への核の先制攻撃は日本としては望まないということをおこそ私は宣言すべきじゃないかと思うんですね。それが逆に北の核の暴発を防ぐことにもなるんじゃないかということをお期待するわけですね。

○橋本聖子外務副大臣 05年の9月の六者会合共同声明におきまして、米国が北朝鮮に対して核兵器又は通常兵器による攻撃又は侵略を行う意図は有しない旨が明記をされております。アメリカは従来より一貫して、六者会合を通じて北朝鮮の核問題等を平和的に解決するとの方針を取っていますが、これにもかかわらず北朝鮮は、06年10月の核実験実施発表に続き、今般、国連安保理決議第1718号に明確に違反する形で核実験を実施いたしました。

### ■5月12日、衆議院予算委員会

○岡田克也委員(民主党) 核をなくしていくんだ、減らしていくんだという基本的考え方に立てば、やはり核の先制使用は少なくともやめる、そういった考え方を世界の中で共通の考え方として持つ、その先頭に日本は立つべきじゃありませんか。

○麻生太郎内閣総理大臣 これは基本的にはおっしゃるとおりなんですが、現実の今、国際社会の中においては、いまだに核戦力というのを含む大規模な軍事力というものが存在しているという大前提をちょっとまず忘れず、我々は直視せにやいかぬところだと思っております。

その上で、核兵器だけを他の兵器と切り離して取り扱おうとしてもこれはちょっと現実的ではありませんので、抑止のバランスを崩すことになりかねませんので、一国の安全保障を考えたときにおいては、これは結構大事なことだと思っております。

もう一点は、当事国の意図、考え方というものに関しては、これは岡田さん、何の保証もない先制不使用というのは、これは検証の方策が全然ありませんから、言うだけ。うちも先制不使用ですとみんな言うだけで、その方策がありませんので、先制不使用という言葉だけに頼るといのは、安全保障上はこれは十分を期することにはならないということになると思います。

○岡田委員 (略)ほかの大量破壊兵器、生物化学兵器については、禁止をするということはもう確立しているわけです。残された核兵器について、少なくとも先制使用は認めない、あるいは、核を持っていない国に対して核兵器を使用することは即違法である、そういう規範をきちんと確立する。(中略)そのぐらいのことがなければ、単にアメリカの大統領がオバマ大統領にかわって、核軍縮あるいは核不拡散に熱心な大統領が出てきたからそれに対して調子を合わせているだけではないかというふうに見られかねない。

**相互に検証不可能な「先制不使用」に頼るだけでは、安全は守れない。(麻生首相)**

## 米国の核戦力と通常戦力の総和が、すべての種類の攻撃を抑止している。(政府)

### ■核兵器問題等に関する質問主意書

(辻元清美衆議院議員：社民党、09年3月11日提出(質問第202号)、答弁書受理3月19日)。

質問：一 「平成十七年度以降に係る防衛計画の大綱」の解釈について：04年策定の「平成十七年度以降に係る防衛計画の大綱」は、「核兵器の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存する。」とだけ述べている。この表現は、日本に対し核兵器による攻撃があった場合は、米国の核兵器で報復する可能性を表明することによって、そのような攻撃を抑止することを意図すると同時に、核兵器以外の生物兵器、化学兵器、通常兵器による攻撃に対しては、米国の核兵器による報復のオプションを米国が維持することを日本は期待していないということを示しているのか。

答弁：政府としては、日米安保体制の下、米国が有する核戦力と通常戦力の総和としての軍事力が、我が国に対する核兵器によるものを含む攻撃を抑止するものと考えている。

## 2. 核武装

### 非核三原則を堅持するので、核兵器を保有することはない。(中曽根外相)

#### ■5月27日、衆議院外務委員会

○辻元清美委員(社民党) (略)先日も、自民党の役員会で、ある方が、向こう(北朝鮮のこと)は、核を保有している、日本も核を保有すると言ってもいいのではないかと述べ、国連脱退にも言及したという報道がなされたり、びっくりしました。

○中曽根弘文外務大臣 (略)、我が国は非核三原則というものがあります。(中略)今、北朝鮮の問題がいろいろありますけれども、今後これを堅持していくという立場には変わりはありません。

○辻元委員 (略)NPTから脱退することになるわけですね、持つということになれば。(中略)そして、外国との連携で動いている原子力発電にも影響が出るという、もう話にならないようなことを私はしっかりここで否定をしていただきたい。それともう一つの核の傘論議。核の傘がなくなるんやったら、日本も核を持つことを検討せないかぬのかという議論。なぜかという、時代が変わったんですよ。オバマ大統領が出てきて、核の傘といったら、アメリカそのものも非核に進むと言っているわけですね。だから、(中略)こと核については、時代が変わった、日本の安全保障、外交も、そういう意味ではパラダイムシフトが必要だと思うんですね。

○中曽根外務大臣 我が国は非核三原則というものが、これを堅持していくという立場は変わらないわけがあります。なお、法律上も、原子力基本法によりまして、我が国の原子力活動は、これはもう平和目的に限定をされておりますし、さらに、我が国は、先ほどのNPT、核兵器不拡散条約上の非核兵器国として、核兵器の製造とか取得、そういうものを行わない、そういう義務を負っているわけですので、こういう点からも、我が国が核兵器を保有することはないということでございます。

## 3. 北東アジア非核兵器地帯

#### ■7月1日、衆議院外務委員会

○武正公一委員(民主党) いわゆる拡大抑止と地域非核地帯構想との整合性というようなものもやはり必要になってくるかなということでもあります。(中略)非核地帯構想について、外務大臣としての御所見を伺いたいと思うんです。

○伊藤信太郎外務副大臣 (略)いわゆる非核地帯構想について、一般的に言えば、世界と当該地域の平和と安定に資するものであること、そしてまた、核兵器国を含むすべての関係国の同意が得られること等の適切な条件が満たされるのであれば、核拡散の防止等の目的に資するものであるというふうに考えております。

しかしながら、現在我が国を取り巻く北東アジアにおいては、依然として不透明な要素や緊張関係が存在していること、そしてまた、現実に核戦力を含む大規模な軍事力が存在すること等により、現在においては非核地帯構想の実現のための現実的な環境はまだ整っていないというふうに認識しております。

特に、ことしの例で見てもわかるように、北朝鮮による今回の核実験実施、これはもちろん世界的な核軍縮の機運に逆行するものでありますし、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であります。まずは、北朝鮮の核放棄の実現に向け努力する必要があります。

**環境は整っていないと思うが、議論し検討することは、大事なことだと思う。(中曽根外相)**

#### ■09年6月2日、参議院外交防衛委員会

○犬塚直史委員(民主党) 今お手元に配りました北東アジア非核兵器地帯条約案というのを、これを御覧になっていただきたいんですけども、北東アジア地帯を非核地帯として、それを囲む米国、ロシア、中国がここに対しては先制使用を行わないというような、この条約案というものが、これは民主党の鳩山代表も岡田幹事長もこれ民主党の代表選のときから言っているわけでありまして、これは民主党だけではないんですが、すべての当事者も国際社会も巻き込んで、だれもが反対できないようなストーリーを日本の政治が提案をしていくべきときだと思うわけですね。

(略)中曽根大臣、どうでしょうか、このまずは北東アジア非核兵器地帯条約については、認識はお持ちだったでしょうか。

○中曽根弘文外務大臣 (略)核兵器のない世界をつくるということは、我々政治が中心になって努力しなければなりませんし、各政党がそのようなことを検討して提案をされるということは、私はこれは非常に結構なことだと、そういうふうに思っております。

ただ、(略)非核兵器地帯というこの構想につきましては、一般的に申し上げれば、これはもう当然のことながら世界とそれからこの地域の平和と安定に資するものであります。やはり大事なことは核兵器国を含むすべての関係国の同意を得られるということが大切だと思っております。(略)そういう条件が満たされれば、私は核拡散の防止等の目的に資すると思っておりますが、現実問題としては、この日本の周辺地域という意味では、北東アジアにつきましては、依然として不透明な要素とあるいは緊張関係がありますし、現実に核戦力を有した、核戦力を含む大規模な軍事力というものがあるわけですから、まだ私自身は、御提案なり考えというものは一つの考えだと思いますが、環境は整っていないのではないかなと、そういうふうに思います。

○犬塚委員 (略)この話を改めて持ち出しましたのは、このスリー・プラス・スリーというのが六者協議の枠組みそのままだからであります。(中略)もう半歩ぐらい踏み込んだ発言をお願いしたいんですけども、外務大臣、いかがでしょうか。

○中曽根外務大臣 核をなくすということについてはいろいろな考え方もあると思いますが、今お話ありましたような地域的な条約もできていくということですから、我々も前向きにこのようなことを日ごろから検討する必要があると、そういうふうに思っております。

(中略)この地域は今、北朝鮮の本当に喫緊の課題である事態がありますので、まずはこれを、国際社会が一致してこの北朝鮮の非核化を進めていくと、それと並行しながら今委員がおっしゃったようなこのような取組についても議論をし検討していくということは、私はいいいこと、大事なことだと思っております。

# 米ロ、START後継条約で「共同了解」

## —真のリーダーシップには疑問符—

7月6日、モスクワを訪れたオバマ米大統領とメドベージェフ露大統領は、今年12月5日に失効を迎える第一次戦略兵器削減条約(START I)<sup>1</sup>の後継条約に関する「共同了解」(Joint Understanding)に署名した(7ページに全訳)。今年12月5日に失効を迎えるSTART Iについては、4月のロンドン・サミットで、両大統領が新条約の年内締結に向けた二国間交渉の即時開始に合意、7月までに進捗状況の報告を行うよう両国の交渉担当者に命じていた<sup>2</sup>。

今回、「共同了解」に盛り込まれたのは、過去3か月の交渉で引き出された新条約の基盤となる両国の合意事項である。最も注目を集めた米ロ保有核兵器の削減目標については、極めて低いレベルの数値設定での合意となった。

### あまりに少なく、遅い削減

今回の共同了解では、新条約の削減対象やその数に関する米ロ両国の意向が初めて具体的に示された。条約発効後7年を期限として、作戦配備された戦略核弾頭をそれぞれ1500～1675発の範囲に、また、戦略運搬手段(大陸間弾道ミサイル(ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)、戦略爆撃機)を500～1100基(機)の範囲に削減するというものである。具体的な数値については、両国が今後の交渉を通じて合意してゆくこととなった。

まず、配備戦略核弾頭数の削減目標を見てみよう。共同了解に盛り込まれた「1500～1675発」という範囲は、02年5月にブッシュ・プーチン大統領が合意したモスクワ条約(SORT)の規定する削減範囲(1700～2200発)をわずかに下回る数字に過ぎない。しかも、履行期限の7年というのは長すぎる。SORTの履行期限は今から3年後の2012年である。2012年時点での両国それぞれの核弾頭を2200発、その後4年間で1500発まで削減すると仮定した場合、削減速度は年間175発となる。現在の削減速度が米国で年間350弾頭、ロシアで年間450弾頭であることを考えれば<sup>3</sup>、新条約の削減目標ならびに履行期限は、実質的な削減ペースのダウンにほかならない。

次に、「何を削減するか」の問題がある。新条約の削減対象に貯蔵分や作戦配備された非戦略核弾頭の削減が盛り込まれることが期待されていたが、作戦配備戦略核弾頭のみにとどまった。

削減対象である配備戦略核弾頭だけではなく、すべての保有核弾頭を含めて計算すると、その数値の印象は大きく変わる。09年と履行期限の2016年の弾頭数の比較を行った米科学者連盟(FAS)核情報プロジェクトのハンス・クリステンセンによれば、作戦配備の戦略・非戦略核弾頭と保管分を合わせた09年弾頭数は、米国が5,200発、ロシアは8,330発である。米ロが削減範囲の上限(1675発)まで削減すると仮定すると、条約履行後の2016年に両国の備蓄総数はそれぞれ4,675発、7,175発となる。これは米国で

約10%、ロシアで約14%の削減に過ぎない<sup>4</sup>。条約が完全に履行されたとしても、米ロが世界の90%以上の核弾頭を保有している状況が続くだろう。これでは中国をはじめ他の核保有国が核軍縮テーブルにつくためのインセンティブとはならない。


加えて、共同了解に盛り込まれた500～1100基(機)という戦略運搬手段の削減数も決して十分ではない。米務省によれば、2009年1月1日現在で米ロが保有している戦略運搬手段はそれぞれ1,198基(機)、814基(機)である<sup>5</sup>。両国が最終的にどのような具体的な数で合意するかは今後の展開を待たねばならないが、現在の核戦力に大きな影響を与えない範囲の削減レベルに留まる可能性は十分にある。

### 米ロに求められるリーダーシップ

START失効が迫る中、両国のさらなる交渉が今後急ピッチで進められてゆくこととなる。それぞれの議会における批准プロセスを考えれば、条約案の策定は9月頃を目指さなければならない。だが残された時間は少ない。両大統領はSTART失効前の条約締結に自信を示しているが、前途にはさまざまな困難が予想される。

これまで本誌が繰り返し指摘してきたように、ロシアが反発を強める東欧の米ミサイル防衛(MD)配備問題とNATOの東方拡大問題は、条約交渉の進展に大きな影を落としている。米国内においても共和党議員の中から、もしオバマ政権が東欧MD計画の撤回に進めば、条約批准に反対するとの声も上がっている。

現在、米国は新しい「核態勢の見直し」(NPR)を年末までのスケジュールで行っている。この行方によっては、米ロ交渉が大きな困難に直面することも十分ありうるだろう。

このような状況のなか、米ロの交渉担当者らは当初の「暫定措置」としてまずは条約締結を最優先課題に、低いハードルでの合意を急いだのではないだろうか。しかし、長期的な視点にたったときに、この新条約が、4月のオバマ・メドベージェフ共同声明の謳った「核兵器のない世界」の実現にむけた「第一歩」となるかは疑問である。米ロ両国は、言葉だけでない真のリーダーシップを発揮しなければならない。(中村桂子) 

注

1 STARTについて詳しくは、本誌323・4号(09年3月15日)を参照。

2 本誌326号(09年4月15日号)に声明の全訳と解説。

3 「グローバルゼロ行動計画」(本号3ページ資料)。

4 [www.fas.org/blog/ssp/2009/07/start.php](http://www.fas.org/blog/ssp/2009/07/start.php)

5 [www.state.gov/t/uci/rls/126119.htm](http://www.state.gov/t/uci/rls/126119.htm)

資料 | 米ロ共同了解  
2009年7月6日

アメリカ合衆国大統領とロシア共和国大統領は、戦略攻撃兵器のさらなる削減と制限、ならびに、現在のSTART条約に置き換わる法的拘束力のある新条約の早期締結を決定し、新条約にとりわけ以下の要素が盛り込まれるよう命じた。

1. 両国それぞれが戦略攻撃兵器の削減ならびに制限を行い、よって新条約の発効後7年およびそれ以降において、戦略運搬手段を500～1100の範囲に、また、それらに搭載される弾頭を1500～1675の範囲に制限することを内容とする条項。これらの制限に関して条約に記載される具体的な数は今後の交渉を通じて合意されるものとする。

2. これらの制限の計算方法に関する諸条項。
3. 定義、データ交換、通告、廃棄、査察、検証手続き、さらには信頼醸成、透明性措置に関する諸条項はSTART条約に準拠するものとし、適当な場合には、より簡略で低コストなものとする。
4. 両国それぞれが戦略攻撃兵器の構成及び構造を独自に決定することを謳った条項。
5. 戦略攻撃及び戦略防御兵器の相互関係に関する条項。
6. 核を搭載しない大陸間弾道ミサイル及び潜水艦発射弾道ミサイルが戦略的安定に及ぼす影響に関する条項。
7. 戦略攻撃兵器を両国それぞれの領域内に限定して設置することに関する条項。
8. 条約の履行にかかる諸問題の解決のための実行組織の設置。

9. この条約が当事国と第3国とのあいだの戦略攻撃兵器の分野における既存の協力の在り方に適用されないことを謳った条項。
10. 条約の有効期限は10年とする。期限内にこの条約が戦略攻撃兵器の削減に関する後の条約によって代替される場合はその限りではない。

両大統領は、条約の署名ならびに各国での批准手続きに付すべく、早期に条約交渉を完了するよう両国の交渉担当者に命じた。

2009年7月6日、モスクワにて署名。英語、ロシア語を正文とする。  
(訳: ピースデポ)

[www.whitehouse.gov/the\\_press\\_office/The-Joint-Understanding-for-The-Start-Follow-On-Treaty/](http://www.whitehouse.gov/the_press_office/The-Joint-Understanding-for-The-Start-Follow-On-Treaty/)

資料 | 核実験をめぐる、北朝鮮と国連安保理の主張

5月25日の北朝鮮の核実験をめぐる、朝鮮半島情勢は緊張を高めている。事態の推移と論争を整理するために、次の3つの文書を時系列にそって掲載する。①北朝鮮外務省報道官声明(5月29日)、②国連安保理決議1874(6月12日)、③北朝鮮外務省声明(6月13日)。

① 国連安保理による威嚇に対する北朝鮮外務省報道官の声明  
2009年5月29日

過去数十年にわたって、我が国は朝鮮半島の非核化のためになしうる限りの努力を払ってきた。しかしながら、米国は、自らの核の脅威を実質的に除去する代わりに、ひたすら我が国への圧力の水位を上げてきた。そして米国はついに、9.19共同声明の基本的精神である主権及び主権平等の尊重という原則に不当にも違反して、同声明の言うところの普遍的に承認された各国の権利である我が国の衛星発射をめぐる、6か国協議そのものを崩壊に至らしめた。

現在、我が国の核実験のニュースは少なからぬ国々に衝撃を与えている。しかし、特別な行動には特別な理由がある。

我が国が最近行った核実験は、地球上で2054回目である。その99.99%は国連安保理の5常任理事国によって行われた。

これら5か国こそが、世界に対して最大の脅威をもたらしてきたのである。にもかかわらず、彼らは2006年10月7日に我が国が米国による核の脅威の増大に対する自衛的措置として行った最初の核実験を、「国際の平和への脅威」と呼んで問題とし、我が国に対する制裁を目的とした安保理決議1718を採択した。

この偽善に満ちた決議は我が国による完全な拒絶に遭った。我々は今に至るもかかる決議を認めてはいない。

このような過去を持つ安全保障理事会が4月14日、我が国が平和目的で行った衛星発射に対する議長声明をでっち上げ、4月28日には、決議1718の下での制裁を発効させたのである。これは、我が国人民の尊厳に対する耐え難い侮辱、我が国の主権に対する重大な侵害であった。

我が国は核不拡散条約(NPT)とミサイル

技術管理レジーム(MTCR)のいずれにも署名していない。したがって、至高の国益が脅かされる状況にあっては、我が国には必要なだけの核実験とミサイル発射を行う権利がある。このような自衛的措置は他の国際法にもなら違反するものではない。

国連安保理は、平和目的での宇宙開発という主権国家の権利を不当にも侵害するという前例のない罪を犯した。そして、そのことを悔いるのではなく、罪を糊塗することに躍起となっている。このような状況の中、我が国は現時点における対決軸を明確にしたい。これらは、今後起こりうる予期されざる事態に対する責任が誰にあるかが明らかにするものである。

第1に、国連安保理は、容認することのできない高圧的な行動をとった。我が国が世界に向けて明らかにしたとおりこれに核実験によって応えたのは自衛措置の一部である。我々の忍耐にも限界がある。

我が国の平和的衛星発射に対して国連の非難キャンペーンを立ち上げたことに対する責任は、ひとえに米国と米国に追従する国々にある。

ミサイル発射は、主権国家の奪うことのできない権利に属するものであると彼らは言うてきた。しかし、実際に我が国が発射するや否や米国とともに我が国を批判した。

これらの国々は、朝鮮半島の深奥部で行われた核戦争共同演習、「キー・リゾルブ」及び「フォウル・イーグル」に対しては沈黙を守った。しかし我が国がこれらに対する自衛措置として核実験を行うと直ちに彼らは、口をそろえて「地域の平和と安定への脅威」と我が国を非難している。

これは、彼らが、自らがすでに手にしているものを我が国が手にすることを望んでいないことを意味している。それは詰まるところ、小国は大国に従うべきであるということに行き着く。我が国は国土は小さく、人口も少ない。しかし政治的・軍事的強国とし

ての誇りと不屈の精神がある。

第2に、我々は国連安保理が、宇宙条約にはなはだしく違反して、独立国としての主権を著しく侵害したことを謝罪するとともに、自らが過去に作り上げた不正な決議と決定を撤回することを厳しく要求した。この要求は依然として有効である。

何が「国際の平和と安全に対する脅威」にあたるかを認定する権限が、拒否権と核兵器を身にまとった5つの常任理事国に握られている限り、安保理が自らの脅迫行為を問うことなど永久に期待できない。

国連安保理がこの正当な要求に応えない限り、我が国もまた将来にわたり、国連安保理のいかなる決議も決定も容認しないであろう。

第3に、もし国連安保理がさらなる挑発的行動をとった場合には、我が国は必ずやより強力な自衛措置をとるであろう。

世界的な冷戦の終結は大国間に限ってのことであり、朝鮮半島には依然として冷戦が継続している。

朝鮮戦争休戦協定に署名しているのは国連安保理によって作られた国連軍司令部に他ならない。国連安保理によるいかなる敵対的行為も休戦協定の破棄を意味する。

国連安保理による高圧的かつ一方的な振る舞いに対して、我が国軍と人民が尊厳と主権を守るために立ち上がる姿を、世界はやがて目にするようになる。

米国は「ニンジンとムチ」という言葉に執心している。「ニンジン」は民主党の「ロバ」にくれてやればよい。

(訳: ピースデポ、「朝鮮中央通信」英語版より訳出)

② 国連安保理決議1874  
(S/RES/1874(2009))  
09年6月12日

前文(略)

- 1 北朝鮮が、関連する決議(とりわけ決議第1695号(2006年)及び第1718号(2006年))及び2009年4月13日の議長声明(S/PRST/2009/7)に違反し、甚だしく無視して、2009年5月25日(現地時間)に実施した核実験を最も強い言葉で非難する。
- 2 北朝鮮に対し、いかなる核実験又は弾道ミサイル技術を使用した発射もこれ以上実施しないことを要求する。
- 3 北朝鮮が、弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、かつ、この文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認しなければならないことを決定する。
- 4 北朝鮮に対し、関連する安全保障理事会決議(とりわけ決議第1718号(2006年))の義務を直ちにかつ完全に遵守することを要求する。
- 5 北朝鮮に対し、NPTからの脱退に関する発表を直ちに撤回することを要求する。
- 6、7 (略)
- 8 決議1718に従って設立された委員会(以下「委員会」という。)が2009年4月13日の議長声明(S/PRST/2009/7)に従って行った指定に関するものを含む、同決議に8北朝鮮が、すべての核兵器及び現存する核計画を、完全かつ検証可能で後戻りのできない方法で放棄し、直ちに関連するすべての活動を停止すること、NPTの下で締約国に課される義務及びIAEA保障措置協定(IAEA INFCIRC/403)に定める条件に厳格に従って行動すること、並びに、これらの要求に加え、透明性についての措置(IAEAが要求し、かつ、必要と認める個

人、書類、設備及び施設へのアクセスを含む。)をIAEAに提供しなければならないことを決定する。

- 9 決議第1718号(2006年)8 (b)の措置は、すべての武器及び関連物資並びにこれらの武器及び関連物資の供給、製造、維持又は使用に関する資金上の取引、技術訓練、助言、サービス又は援助にも適用することを決定する。
- 10 決議第1718号(2006年)8 (a)の措置は、すべての武器及び関連物資(小火器及び軽兵器並びにそれらの関連物資を除く。)並びにこれらの武器の供給、製造、維持又は使用に関する資金上の取引、技術訓練、助言、サービス又は援助にも適用することを決定し、各国に対し、北朝鮮に対する小型武器の直接又は間接の供給、販売又は移転を監視することを要請し、さらに、各国は、北朝鮮に対する小型武器の販売、供給又は移転の少なくとも5日前までに、委員会に通知することを決定する。
- 11 すべての国に対し、当該貨物が決議第1718号(2006年)8 (a)、8 (b)若しくは8 (c)の規定又はこの本決議第9節若しくは第10節の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を当該国が有する場合には、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、自国の法的権限及び国内法令に従い、かつ国際法に適合する範囲内で、海港及び空港を含む自国の領域内で、北朝鮮向け及び北朝鮮からのすべての貨物を検査することを要請する。
- 12 すべての加盟国に対し、当該船舶の貨物が決議第1718号(2006年)8 (a)、8 (b)若しくは8 (c)の規定又は本決議第9節若しくは第10節の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を含

むと信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、旗国の同意を得て公海上で船舶を検査することを要請する。

13～16 (略)

- 17 加盟国は、北朝鮮の船舶が、決議第1718号(2006年)8 (a)、8 (b)若しくは8 (c)の規定又は本決議第9節若しくは第10節の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を運搬していると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、(略)自国民による又は自国の領域からの当該北朝鮮の船舶に対する燃料若しくは物品の提供等のサービスの提供又はその他の船舶の保守に係る役務の提供を禁止することを決定し、また、この規定が合法的な経済活動に影響を与えることを意図するものではないことを強調する。
  - 18 加盟国に対し、決議第1718号(2006年)8 (d)及び8 (e)の規定に基づく義務の履行に加え、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る金融サービスの提供、又は自国の領域への、自国の領域を通じての若しくは自国の領域からの、又は自国民、自国の法律の下で組織された団体(海外の支店を含む)、自国の領域内の者若しくは金融機関に対する若しくはこれらによる、いかなる金融又はその他の財産又は資産の移転も防止することを要請する。(略)
  - 19～34 (略)
- (英文テキストを基礎に外務省訳(2009年6月19日、官報告示外務省第328号)を編集部が改訂)

③ 国連安保理決議1874への対抗措置に関する北朝鮮外務省声明  
09年6月13日

6月12日、国連安保理は米国に唆され、我が国の2回目の核実験に対する「制裁決議」を採択した。

これは、我が国を武装解除しその経済を窒息させることによって、我が人民が選択した思想と制度を掘り崩そうという米国主導の国際的暴圧の悪辣な表出に他ならない。

米国と日本は、「決議」では飽き足らずに、我が国に「偽札づくり」と「麻薬取引」の濡れ衣を着せ、独自の新たな制裁を加えんと企てている。

米国は、国連安全保障理事会に対して我が国を圧殺するという企てによりいっそう深く加担することを唆すことによって朝鮮半島の緊張をかかってないほどに煽り立てている。

この対立は、米国とそれに追従する国連安保理による主権国家としての正当な権利である衛星打ち上げに対する力づくの行動によって火がつけられた。

米国によって画策された4月14日の安保理議長声明は、国際法的見地からいかなる正当性も見出されるものではない。

この声明に充満しているのは、彼らとは異なるシステムを持つ国家に対する敵意と拒絶感情、そして小国は大国に従属すべきであるという傲岸かつ恣意的な見解に他ならない。

我が国は小さいが、政治、思想そして軍事においては強大な国家である。

米国のこの高圧的な姿勢が仮に許されるならば、我が国は、どの国も行っている衛星発射を二度と行うことは許されず、宇宙利用の権利は永遠に剥奪されるであろう。

我が国の二度目の核実験は、米国のかかる敵対行為に対処するための自衛措置であり、国際法に反する行為ではない。

この対立は、平和と安全よりはむしろ、我が国の主権と尊厳に関わる問題であり、その本質は我が国と米国との対立である。

独立と平等のないところに真正な平和は存在しえない。

我が国が立たされた状況に自らが立つことを想像すれば、核武装がすすんで行った選択ではなく、米国の敵対的政策と核の脅威に直面する中で強いられたものであることを、どの国も理解できるであろう。

我が国にとっては、核兵器の放棄は検討することさえ絶対でありえない選択となった。我が国の核兵器国としての地位が認められるか否かは問題ではない。

朝鮮民主主義人民共和国外務省は、「安保理決議1874」を公式に非難し拒絶するとともに、米国との全面的対決の初期段階というこの時、民族の尊厳と国家主権を防衛するために、以下の措置を講じることを宣言する。

- 1.新たに抽出されたプルトニウムの全量を兵器化する。使用済み核燃料棒の3分の1以上はすでに再処理を終えている。
- 2.ウラン濃縮プロセスを開始する。我が国独自の軽水炉を建設するとの決定に従い、ウラン濃縮技術の開発は、核燃料を試験的に供給することを可能とするに十分な成功を達成している。
- 3.米国と追従者によるいかなる封鎖の企てをも戦争行為と看做し、断固とした軍事的応答によって応える。

米国が主導する敵対的軍事力による隔離と封鎖がいかに目論まれようとも、我々誇り高き核兵器国はひるまない。

「先軍思想」に基づき、「制裁」には報復を、そして「対決」には全面的対決をもって応じるのが我が国の流儀である。

(訳:ピースデポ、「朝鮮中央通信」英語版より訳出)



# 64年目のなぞを考える

1945年8月1日、長崎市は珍しく米軍機の攻撃を受けた。記憶に誤りがなければ、同年の4月26日に初の空襲があって以来、2回目のことだったと思う。8月9日の原爆投下による惨害が余りに激しかったためか、この1日の空襲については意外と語られていない。だが筆者にとっては、直かに体験したということもあるが、それ以外にも不可解な点が残っていて忘れ難い事件であった。

その年は7月に入って、長崎市のはるか上空を白昼堂々、B-29の編隊が通過していく機会がめっきり多くなった。市内では空襲警報が発令されるものの、編隊はそのまま素通りして、どうやら大村の航空隊が目標にされているらしい、とのうわさが立っていた。風向きによっては遠雷のような爆発音らしいものが聞き取れることもあった。快晴の日には真っ青な空に、長く尾を引いた鮮やかな飛行機雲が仰ぎ見られた。問題の8月1日は、午前11時30分ごろにとつぜん空襲警報が鳴り渡った。いつも通りに筆者たち医学生も含めて、全員が大学病院内の警備部署に就こうとしていたところ、とつぜん雲の切れ目から爆音を轟(とどろ)かせながら黒い機影が襲いかかってきた。ずしんとひびく爆発音と同時に、外科か産婦人科あたりの一角から黒煙が上がった。日頃、軍事訓練で鍛われているためか、命知らずの学生が中庭の櫓(やぐら)の上によじ登り、石油缶か何かを必死に乱打する姿が見られた。

いったんは病院背後の丘の上まで通り過ぎたはずの米軍機が、ふたたび反転して病院の真上に差しかかるや、今度はやにわに機銃掃射を始めた。ハッキリ肉眼で捉えられた機体は間違いなくB-24(当時は各国の戦闘機や爆撃機の凶鑑を目にする機会が多かった)で、2機や3機ではない。時間にすれば長くはなかったはずだが、さすがに生きた心地がしなかった。結局、後の検証によると、攻撃に参加した

のはB-24の6機で、病院は250キロ爆弾6個を被弾し、周辺の浦上地区数カ所にも被害があった。筆者の同級生1人を含め学生3人が犠牲となった。

疑問なのは、まるで大学病院を狙ったかのようなその日の空襲だったことだ。しかも戦局が苛烈になってきたため、病院屋上にペンキで大きい赤十字を描いたのは、つい数日前だったはずである。憲兵などはこれが鬼畜米英の本性なのだ、と強調して見せた。しかし戦後になってみると、そうとは言えない事実があったらしい。日本軍が南方に武器輸送する際、貨物船に赤十字印を付けたり、例外的に病院船を利用したりしたため、米軍が日本側を信用しなくなっていた、との話を耳にしたからである。話といえばこの空襲時に、或るうわさ話が伝わってきた。空襲に際して米軍機から浦上一帯にビラが撒(ま)かれ、誰かがそれを拾ってみたら「ただ今、零時5分前!近日中に爆撃がある。早く退避せよ」と書かれていたという。それが原爆投下を予告したものかどうか、未だに真偽のほどは明らかでない。

もう1つの疑問はなぜこの時期に長崎を空襲したのか、という点である。7月後半、長崎市は原爆投下の目標都市リストでは第4位だった。小倉造幣廠(しょう)周辺が前日の爆撃による噴煙で視界不良のため(また次の新潟は代替目標には遠すぎたため)、たまたま長崎への原爆投下となった。従って予め想定されていなかったとはいえ、8月9日の候補地として万一の場合を考えるのなら、なぜその日を待つことなく、しかもとつぜん大学病院を目標とするかのような爆撃が必要だったのであろうか。まさか原爆予告のビラ(もしそれが本当であるとしたら)を撒布する序でに、赤十字印を工場のカムフラージュとみなして攻撃したのではあるまいが、なぞは64年経った現在も解明されていない。



特別連載エッセー●39

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去3回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの実行委員長。

被爆地の一角から

土山秀夫  
(題字も)

# 日誌

2009.7.6~7.20

作成 塚田晋一郎、新田哲史

NAM=非同盟運動(諸国)/SLBM=潜水艦発射弾道ミサイル/START1=第1次戦略兵器削減条約

- 7月6日 オバマ米大統領とメドベージェフ露大統領がモスクワで、START1後継条約に關する共同了解に署名。(本号参照)
- 7月6日 ロシア、軍事衛星3機搭載のロケットロケットをプレセツク宇宙基地から発射。
- 7月6日 国連安保理、4日の北朝鮮のミサイル発射は安保理決議違反と非難する議長談話。
- 7月7日 政府の臨時閣議、北朝鮮に出入りする船舶などの貨物検査を可能とする特別措置法案を決定、衆院に提出。
- 7月7日 海上自衛隊と韓国海軍、捜索・救難共同訓練を日本海で実施。
- 7月8日 ラクイラ(伊)・サミット開催(～10日)。
- 7月8日 G8、「核兵器のない世界に向けた状況を作る」とした共同声明を採択。
- 7月8日 麻生首相とオバマ米大統領、G8で計25分の意見交換。北朝鮮に対し、米の抑止力が機能していることを確認。
- 7月8日 米政府、「世界核安全保障サミット」の2010年3月上旬・ワシントン開催を発表。
- 7月8日 AP通信、パキスタン北西部南ワジリスタンでの米無人機による2回の爆撃で、「武装勢力の45人以上が死亡」と報じる。
- 7月8日 米国土安全保障省、政府・民間のウェブサイトを対する広範囲なサイバー攻撃があったことを明らかに。韓国でも同様の被害。
- 7月9日 ウィラード次期米太平洋軍司令官、「米国の『戦略的な傘』で同盟国を守る責務を果たす」とし、日韓への拡大抑止を強調。
- 7月9日 齋木外務省アジア大洋州局長、外務省で中国の武外務次官と会談。局長は北朝鮮を除く5か国による協議を提案。
- 7月10日 クラスタ弾禁止法、参院本会議で全会一致可決、成立。
- 7月13日 英紙ガーディアン、国内世論調査で、SLBM「トライデント」の更新をせず核廃棄への支持が54%に達したと報じる。
- 7月13日 河野衆院外務委員長、記者会見で核持ち込みの密約の存在を否定する政府答弁の修正要求。
- 7月14日 日本政府、「クラスタ弾に関する条約」の批准書を国連事務総長あてに寄託。
- 7月15日 北朝鮮の金永南最高人民会議常任

## 有権者・候補者の「非核の意志」を明らかに 衆議院選挙に向けた 「非核投票キャンペーン」 に注目!

任意団体ピースプレッジ・ジャパン(PPJ)はGovernance Design Laboratory(GDL)の協力のもと、2007年参院選挙の際に実施した「非核投票キャンペーン」を今夏の衆議院選挙でも実施することにしました。本キャンペーンは、有権者に対しては、非核にコミットする候補者に「投票する」ことを誓約していただき、一方で各候補者に「非核三原則」についてのアンケート調査を実施し、その答えを本サイトに公開するものです。詳細は(<http://3nnp.jp/>)でどうぞ。(記:PPJ代表 鈴木達治郎)

委員長、NAM首脳会議で、6か国協議は「永遠に終わった」と演説。

- 7月15日 デスコト国連総会議長の広島・長崎の「原爆の日」の式典出席が明らかに。
  - 7月15日 国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館、マレーシアで8月～10月の原爆展開催を発表。国立施設のアジアでの原爆展は初めて。
  - 7月15日 ロシア、原潜「ドミトリー・ドンスコイ」からのSLBM「ブラバ」発射実験、失敗。
  - 7月16日 ブラウン英首相、2010年NPT再検討会議とその先へ向けた核不拡散の戦略文書「2010年への道」を発表。
  - 7月16日 NAM第15回首脳会議、エジプト・シャルムエルシェイクで閉幕(15日～)。
  - 7月17日 日本政府、「2009年版防衛白書」を閣議で了承。中国海軍の近代化や北朝鮮の核・ミサイル開発などへの懸念を表明。
  - 7月18日 日米両政府の安全保障高級事務レベル協議(SSC)、米の「核の傘」に関する定期的な公式協議の開始方針で一致。
  - 7月19日付 ガリ元国連事務総長、核軍縮推進のため、各国のNGOをまとめる国際NGO組織の設立を提言。毎日新聞。
  - 7月19日付 ベルギーのマウー上院議員、「核兵器禁止法案」を9月初旬に議会に提出することを明らかに。毎日新聞。
  - 7月19日 李韓国国防相、国内に核兵器を配備しない方針を改めて表明。
- 沖繩
- 7月7日 在沖米軍、8月1日以降に沖繩に配属される軍人とその家族を対象に基地内での居住を義務付ける方針を発表。
  - 7月7日 6月に外間与那国町長らが浜田防衛相に自衛隊誘致を要請した際、要望書に町議会合意を経ず公印を押していたことが判明。
  - 7月8日 浜田防衛相、与那国町を訪問。外間町長から自衛隊配備要請を受け、検討開始の意向を示す。同日、キャンプ・シュワブを視察。
  - 7月9日 仲井真知事、浜田防衛相に地位協定見直しを政権公約にするよう求める。
  - 7月9日 グアムに一時配備中のF22戦闘機2機が嘉手納基地に飛来。計14機が駐留。

- 7月10日 米軍製1トン爆弾の不発弾が2日に金武湾で漁師に発見されていたことが判明。
- 7月11日 日米両政府、海兵隊グアム移転協定に基づき、日本が09年度に3億3600万ドルの資金を提供することを記した書簡を交換。
- 7月13日 昨年10月に名護市真喜屋に墜落した軽飛行機の同型機、嘉手納基地の滑走路から外れる。滑走路は一時間閉鎖。
- 7月14日 普天間飛行場代替施設建設に関する環境影響評価審査会2回目会合、開催。
- 7月14日 福岡高裁那覇支部で普天間爆音訴訟控訴審第3回口頭弁論。10月20日に伊波宜野湾市長の証人尋問の実施が決まる。
- 7月16日付 米海軍、FA18複数機で水平尾翼にひびが見付かり、海軍と海兵隊の従来型全622機の点検を指示。飛行停止措置は取らず。
- 7月17日 グレグソン米国防総省次官補ら対日政策チーム、県庁で仲井真知事らと面談。知事は普天間の3年内閉鎖実現には言及せず。
- 7月19日 鳩山民主党代表、普天間代替施設について「最低でも県外移設の方向で、積極的に行動を起こさなければならぬ」と発言。

### 今号の略語

- CTBT=包括的核実験禁止条約
- FAS=米科学者連盟
- FMCT=核分裂性物質生産禁止条約
- GZ=グローバル・ゼロ
- IAEA=国際原子力機関
- ICBM=大陸間弾道ミサイル
- MD=ミサイル防衛
- NATO=北大西洋条約機構
- NPR=(米)核態勢見直し
- NPT=核不拡散条約
- SLBM=潜水艦発射弾道ミサイル
- START=戦略兵器削減条約
- SORT=戦略攻撃力削減条約

## ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス: 事務局<[office@peacedepot.org](mailto:office@peacedepot.org)>、梅林宏道<[CXJ15621@nifty.ne.jp](mailto:CXJ15621@nifty.ne.jp)>、湯浅一郎<[cpd-yuasa@com.home.ne.jp](mailto:cpd-yuasa@com.home.ne.jp)>  
田巻一彦<[tamaki@peacedepot.org](mailto:tamaki@peacedepot.org)>、塚田晋一郎<[tsukada@peacedepot.org](mailto:tsukada@peacedepot.org)>、中村桂子<[nakamura@peacedepot.org](mailto:nakamura@peacedepot.org)>

### 宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁): 会員の方に付いています。
- 「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読の更新をお願いします。
- メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、大田伊杜子、金マリア、新田哲史、津佐佐和子、中村和子、薮玲子、山口響、渡邊浩一、梅林宏道